

令和8年度 群馬工業高等専門学校入学者選抜における 追試験の申請方法について

○追試対象者

- (1) 学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号。以下「施行規則」という。）第十八条に定める感染症に罹患、又は罹患している疑いがあり、本試験を受験できない者。
- ※ (1) に示す本試験を受験できない事由を認める期間については、施行規則第十九条に定める出席停止の期間の基準を原則とする。
- (2) その他、受験者自身の責めに帰すことができない理由で、本試験を受験できず、追試験の受験を申請した者で、校長がその申請を認めた者。
- ※ (2) に示すその他、受験者自身の責めに帰すことができない理由には、「月経随伴症状等の体調不良」が含まれます。

○手続き方法

- (1) 電話連絡
試験当日の午前9時までに、学生課教務係(027-254-9060)まで電話連絡を行ってください。
※試験当日に本校教職員より追試験の案内を受けた者は不要です。
- (2) 申請書の提出
別紙「令和8年度群馬工業高等専門学校入学者選抜追試験受験申請書」を中学校と相談の上作成し、提出期限までに提出してください。なお、申請理由を確認するため、追加の資料(医療機関を受診した領収書等)を求める場合があります。

○提出期限

- (1) 推薦 令和8年1月23日(金)必着
(2) 一般・帰国子女特別選抜 令和8年2月10日(火)必着

〈本件連絡先〉
群馬高専学生課教務係
027-254-9060
《受付時間》
8:30～17:00